

令和4年度からの変更点等について

各管理主体が、「環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準」（平成13年5月31日付環水企第92号）の通知等に基づいて変更している。以下に、各測定主体別の変更箇所について記述する。

公共用水域

奈良県

(1) ローリング調査による調査地点の変更

調査項目：要監視項目（農薬・有機化合物18項目）

調査地点：令和5年度は立石橋、岩脇橋、宇賀志川流末、和田井堰（3年ローリング）

調査項目：底質(PCB)

調査地点：令和5年度は額田部高橋、秋篠川流末、里合橋、岡崎川流末、弋鳥橋（4年ローリング）

国土交通省

(1) 測定回数の見直し等

① 木津川上流河川事務所

調査項目：健康項目（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素）、要監視項目（イプロベンホス）、その他項目（硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、陰イオン界面活性剤）

調査地点	調査項目	測定回数
高倉橋	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	12回→4回
	硝酸性窒素	12回→4回
	亜硝酸性窒素	12回→4回
	イプロベンホス	1回→0回
	陰イオン界面活性剤	12回→2回
室生路橋	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4回→2回
	硝酸性窒素	4回→2回
	亜硝酸性窒素	4回→2回
辻堂橋	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	12回→4回
	硝酸性窒素	12回→4回
	亜硝酸性窒素	12回→4回
	陰イオン界面活性剤	12回→2回

② 紀の川ダム統合管理事務所

調査項目：生活環境項目(LAS)

調査地点：川原樋取水口で、LAS（2回→1回）

独立行政法人 水資源機構

(1)測定回数の見直し等

調査項目：健康項目(PCB)

調査地点：室生ダム湖で、PCB(0回→1回)

布目ダム湖で、PCB(0回→1回)

地下水

奈良県

(1)概況調査

ローリング調査による調査地点の変更(5年ローリング)

(2)継続監視調査

調査地点：生駒市(C-6)概況調査 → 継続監視調査

(令和4年度概況調査によって硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超えて検出されたため)

※ R4： 香芝市1 河合町1 橿原市1 五條市1 御所市1 葛城市1

↓

R5： 香芝市1 河合町1 橿原市1 五條市1 御所市1 葛城市1 生駒市1

奈良市

(1)概況調査

ローリング調査による調査地点の変更(5年ローリング)